

30 国際第1218号

関税割当公表第71号

平成31年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成31年度の本関税割当制度は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成31年3月8日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号で定義される「その他の乳製品」であり、以下の各号に該当する物品

第0401.10号	第0401.20号	第0401.40号
第0401.50号	第0403.10号	第0403.90号
第0404.90号	第1806.20号	第1806.90号
第1901.10号	第1901.20号	第1901.90号
第2101.12号	第2101.20号	第2106.10号
第2106.90号		

2 割当数量<注1> 別途公表

3 通関期限 平成32年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び平成31年11月30日までに返納された関税割当証明書における残存数量の合計が1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 第5の1、2又は3のいずれかに該当する者について

平成31年4月1日(月)から同年4月9日(火)まで

(2) 第5の4に該当する者について

平成31年5月7日(火)から同年5月10日(金)まで

(3) 第5の5に該当する者について

別途公表

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

1 平成30年度において、平成30年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて(平成30年3月9日付け29国際第1115号関税割当公表第72号)の第4の1及び2に基づく「その他の乳製品」の輸入実績を有する者

2 平成30年度において「その他の乳製品」を購入し、使用した実績を有し、かつ、平成31年度において「その他の乳製品」を使用する者

3 アイスクリームの製造施設を有し、平成31年度内に確実にアイスクリームを製造する者であって、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が適当と認める者

4 平成30年度において、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、次のすべての条件を満たす者

ア 平成31年度において「その他の乳製品」を自ら輸入し、かつ、販売又は使用する者

イ 平成31年4月1日（月）午前10時から同年4月9日（火）正午までに申請登録申込を行い、農林水産省が交付する「申請登録番号」を取得した者（別添「関税割当公表第5の4の資格に基づく申請について」）

5 平成31年度において、本公表第5の1、2又は3の資格による割当てを受けており、平成31年度内に当該割当数量の全量を通関することが確実にある者

第6 関税割当申請書（本公表第10の1）に添付すべき書類

1 第5の1に該当する者のうち

(1) 「その他の乳製品」を原料として、食品等を製造する者の場合

ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績数量等一覧表（別記様式1）

イ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用する食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式2）

ウ 下記の書類及び資料

(ア) 食品等製造工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）

(ロ) 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）

(ハ) 工場工程見取図

(ニ) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

(ホ) 輸入商品説明書（別記様式3）

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時

点において(ア)から(オ)までの書類の内容に変更のないものは、(ア)から(オ)までの書類の添付を必要としない。

エ この関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

(2) 「その他の乳製品」を自ら輸入し、かつ、販売する者の場合

ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の「その他の乳製品」の輸入実績及び販売実績等一覧表（別記様式4）

イ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の「その他の乳製品」の販売計画等一覧表（別記様式5）

ウ 下記の書類及び資料

(ア) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

(イ) 輸入商品説明書（別記様式3）

ただし、平成30年度おける割当実績を有する者であつて、申請時点において(ア)の書類の内容に変更のないものは、(ア)の書類の添付を必要としない。

2 第5の2に該当する者の場合

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の「その他の乳製品」の購入実績表（別記様式8）及び「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績数量等一覧表（別記様式1の2）

(2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用する食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式2）

(3) 下記の書類及び資料

ア 食品等製造工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）

ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）

エ 工場工程見取図

オ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

カ 輸入商品説明書（別記様式3）

(4) この関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

3 第5の3に該当する者の場合

(1) アイスクリーム製造機械施設等一覧表（別記様式6）

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績数量等一覧表（別記様式1）

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用する食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式2）

(4) 下記の書類及び資料

ア アイスクリームの製造工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）

ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）

エ 工場工程見取図

オ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

カ 輸入商品説明書（別記様式3）

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

(5) この関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

4 第5の4に該当する者の場合

(1) 第5の4に掲げる輸入実績を証する書類でいずれかのもの

ア 平成30年度の「その他の乳製品」の輸入実績を有する者にあつては、

平成30年度の「その他の乳製品」の関税割当証明書の写真

イ 輸入許可通知書又は輸入（納税）申告書の原本及びその写し

ウ 経済産業大臣又は税関長による輸入の承認を受けた輸入承認申請書の原本及びその写し（電子申請によるものも可）

ただし、原本は返却する。

(2) 下記の書類及び資料

ア 「その他の乳製品」を自己の名と計算において輸入することが確実であることを証する書類〔別紙1〕及び次のいずれかの書類

(ア) 株式上場会社にあつては、直近1カ年の有価証券報告書

(イ) その他の者にあつては、事務所の不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写し、納税申告書の写し（税務署に提出した添付書類を含む）及び決算報告書（付属明細書を含む）

イ 輸入後販売する者にあつては、販売予定先の者からの購入の意図を証明する書類、輸入後使用する者にあつては、商品等製造工場名、その所在地を記載した書類及びこの関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

ウ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複製されない措置を講じたもの））

エ 輸入商品説明書（別記様式3）

5 第5の5に該当する者の場合

(1) 平成31年度の「その他の乳製品」の関税割当証明書の写し

(2) 2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類

(3) 第6の1、2又は3に定める書類

ただし、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないも

のについては、その提出を要しない。

第7 割当基準

- 1 平成30年度の割当数量、輸入実績数量、製造実績数量、在庫数量等を勘案し、第5の1の申請者ごとの数量を定めるものとする。
- 2 平成30年度の購入実績数量、製造実績数量、在庫数量等を勘案し、第5の2の申請者ごとの数量を定めるものとする。
- 3 平成30年度の製造実績、平成31年度の製造計画数量等を勘案し、全乳換算で22,940トンを超えない範囲で第5の3の申請者ごとの数量を定めるものとする。
- 4 関税割当数量（全乳換算数量）から第5の1、第5の2及び第5の3に該当する者に割り当てた数量を差し引いて得られる数量の範囲内において、第5の4に該当する者に割り当てる数量を定め、申請者の申請順<注2>に受け付け、当該順位が有効と判断できる者を対象に、その定めた数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、1申請者当たりの申請数量は、製品重量で20トンに相当する全乳換算数量を上限とする。

- 5 関税割当数量（全乳換算数量）から第5の1、第5の2、第5の3及び第5の4に該当する者に割り当てた数量を差し引いた数量及び返納された「その他の乳製品」の関税割当証明書のうち残存数量を合計して得られる数量の範囲内において、平成30年度の割当数量、輸入実績数量、製造実績数量及び在庫数量、平成31年度の輸入実績数量等を勘案し、第5の5の申請者ごとの数量を定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

- 2 申請者が本公表第5、第9及び第10に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当て申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第9 報告

- 1 割当てを受けた者は、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヶ月以内（第4四半期にあつては、平成32年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式7）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを生産局長に1部提出するものとする。
なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に（予定）と記入すること。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産大臣に速やかに報告するものとする。

第10 その他

- 1 関税割当て申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
また、関税割当て証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。
- 2 関税割当て申請書等の記載方法等については、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当て証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当て証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければな

らない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本及びその写しを添付するものとする。

- 5 第5の3に基づく申請に対して割当てを行う物品は、関税率表第19類又は第21類に分類され、全重量に占める割合が水分3%未満の乾燥粉末であって、乳脂肪分25%以上40%以下、乳固形分50%以上65%以下、しょ糖50%未満の加糖されたもので、かつ、着香料を加えた物品に限る。
- 6 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 7 関税割当証明書の発給を受けて「その他の乳製品」を輸入しようとする者は、輸入申告時に関税割当申請時に提出された輸入商品説明書に基づき作成された〔別紙2〕を関税割当証明書に添付し、税関に提出すること。なお、やむを得ない理由により当該商品説明書と異なる物品を輸入しようとする者は、物品の変更理由説明書と新たな輸入商品説明書を農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課に提出し、新たな〔別紙2〕の交付を受けなければならない。ただし、当該変更手続に係る書類の提出は、関税割当証明書の発給を受けた年度の2月末日までとする。
- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 9 平成31年度内に割当数量の全量について通関すると認められない者に対して、関税割当証明書の返納（残存数量の全部又は一部）を求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

<注1> 本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に15.12を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に6.59を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乗じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	1 5 . 1 2
無 脂 乳 固 形 分	6 . 5 9

<注2> 本公表において「申請順」とは、農林水産省のホームページから申請登録申込を行い、農林水産省が公表する「申請登録番号」を取得した者を対象とする公開抽選を実施し、その結果により決定した申請順位をいう。（別添「関税割当公表第5の4の資格に基づく申請について」）

(別添)

関税割当公表第5の4の資格に基づく申請について

関税割当公表第5の4の資格に基づく申請については、まず、農林水産省ホームページから申請登録申込を行う必要があります。次に、申請登録申込を行った者を対象に公開抽選を実施し、その結果により申請順位を決定します。

申請登録番号、公開抽選により決定した申請順位及び申請書類の提出日時は、農林水産省のホームページで公表します。

各手続については、下記をご参照いただき、申請登録及び提出書類等に不備等がないようご準備ください。定められた期間内に、正確な申請登録や書類の提出が行われない場合は、各手続が無効となり、割当ては受けられません。

1 申請登録申込から関税割当証明書の発給までの流れ

手続事項等	日時、期間等	掲載場所、宛先、 開催場所、提出先等
1. 申請登録	平成31年4月1日(月)から 同年4月9日(火)までの間、 農林水産省のホームページ から、申請登録の申込 (受付期間後、登録受付フ ォーム画面は、削除しま す。)	農林水産省のホームページ(※)
2. 申請登録番号の通知	平成31年4月15日(月) 14時 頃	農林水産省のホームページ(※)に、 各申請者の申請登録番号を公表
3. 公開抽選の実施	平成31年4月24日(水) 10時30分から	2. の通知時に開催場所を公表
4. 公開抽選結果(申請 順位)の公表	平成31年4月25日(木) 14時頃	農林水産省のホームページ(※)
5. 申請書類の提出	平成31年5月7日(火)から 同年5月10日(金)まで (詳細は農林水産省のホー ムページで公表)	農林水産省本館2階生産局第2会 議室(ドア番号:本203)
6. 関税割当証明書 発給の連絡	平成31年6月3日(月)	農林水産省から登録フォームに入 力されたメールアドレスに連絡

※ 農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff.html>) より、ご確認をお願いいたします。

2 注意事項

(1) 農林水産省ホームページによる申請登録

各法人もしくは個人事業者による登録は1回のみとします。登録フォームの内容は、別記様式9を参照下さい。複数回の登録や入力事項に不備等が発見された場合は、申請登録番号は付与されません。

(2) 農林水産省ホームページによる申請登録番号の公表

農林水産省ホームページに、申請登録番号を公表します。また、申請登録番号が付与できない者については、登録フォームに入力されたメールアドレスに対し、登録できない旨をメールでお知らせいたします。万一、メールが届かない場合は、以下の指定する日時にお電話でお問い合わせください。

受付日：平成31年4月17日(水)、18日(木)及び19日(金)

受付時間：午前10時から正午まで

連絡先：農林水産省生産局畜産部 牛乳乳製品課 関税割当担当班「その他の乳製品」係（電話：03-6744-2127）

(3) 公開抽選の実施と結果公表

立会人同席の下、一連番号方式（「3抽選方法（一連番号方式）の概要」を参照）による公開抽選を行い、申請順位を決定します。申請登録申込者は、公開抽選に参加する必要はありませんが、見学は可能です（見学は申請順位の決定に影響しません）。

見学希望者は、公開抽選当日の開始時間までに、公開抽選会の会場までお越しください。事前連絡は不要ですが、見学は、申請登録を行った方に限らせていただきます。会場は15名程度の座席を用意しますが、見学者多数のため、座席が不足する場合は、入場をお断りすることがありますので予めご了承ください。

公開抽選会の会場で確認できる抽選結果は、「3抽選方法（一連番号方式）の概要の（3）」にある「抽選結果表」のみです。「3抽選方法（一連番号方式）の概要の（5）」にある「抽選結果表」、申請登録番号ごとの申請順位及び申請書類の提出日時については、公開抽選実施日の翌日の14時以降に農林水産省ホームページにて公表します。

申請順位に関する個別のお問い合わせは受け付けません。また、農林水産省から連絡することはありませんので、各自でホームページをご確認ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff.html>)

(4) 申請書類の提出

公開抽選結果の公表の際、申請書類の提出日時も併せて公表しますので、申請順位別に指定する日時に、申請手続を十分理解した者がご提出ください。

申請書類の提出の際、書類を持参した者に提出書類の種類を確認していただきますが、農林水産省が申請書類の不足や記載不備を指摘することはありませんので、ご了承ください。

なお、次に掲げる場合は、申請登録申込、申請登録番号又は申請順位が無効となりますので、ご注意ください。

- ① 同一の法人又は個人事業者による複数の申請登録申込が判明した場合（例えば、支店ごとに申請登録申込を行った場合等）
- ② 指定された日時に申請書類が提出されなかった場合
- ③ 申請書類の不備等により、申請資格を満たしていることを確認できない場合
- ④ ①～③の他、申請書類の不備等により、正しく申請が行われたと判断できない場合

(5) 関税割当証明書が発給

申請書類を精査し、申請順位が有効と判断できる者を対象に、申請順位の上位の者から順に、定められた割当数量に達するまで関税割当証明書の発給を行います。発給の対象者に対しては、登録フォームに入力されたメールアドレスにご連絡いたします。

申請順位が下位の者は、申請書類を提出しても発給は受けられません。また、発給対象とならなかった者には、農林水産省から連絡は行いませんので、ご了承ください。

3 抽選方法（一連番号方式）の概要

以下の手順で、0から9までの番号が付された10個の抽選玉により抽選結果表に数字を記録し、当該数字の組み合わせによって申請登録番号を指定することで、申請登録番号ごとに申請順位を決定します。

(1) 作業①：下1桁の位（一の位）の表を埋めます。

10個の抽選玉を全て抽選機に入れ、抽選機を操作して一個ずつ抽選玉を出します。出てきた順番に下1桁の位の表を埋めます。

(進行例1) 申請登録者数が143人で、申請順位を決定する。

下1桁の位を抽選。10個の抽選玉を入れた抽選機から「4」「0」「9」「7」…と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・(例)

桁(位) \ 抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下1桁(一の位)	4	0	9	7	.	.	.			

(2) 作業②：下2桁の位(十の位)の表を埋めます。

各桁ごとに、作業①と同様の手順で表を埋めます。

(進行例2) 作業①により、下1桁は抽選済み。次に、下2桁の位を抽選。10個の抽選玉を入れた抽選機から「3」「5」「1」「8」・・・と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・(例)

桁(位) \ 抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下1桁(一の位)	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下2桁(十の位)	3	5	1	8	.	.					作業②

(3) 作業③：最高位(百の位)の表を埋めます。

申請登録者数が400人台であれば、最高位が百の位となり、「0」「1」「2」「3」「4」の5個の抽選玉を抽選機に入れ、作業①と同様の手順で表を埋めます。

(進行例3) 作業②により、下1桁、下2桁は抽選済み。次に、最高位(下3桁の位)を抽選。申請登録者数=143人であることから、「0」「1」の2個の抽選玉を入れた抽選機から「0」「1」と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・(例)

桁(位) \ 抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下1桁(一の位)	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下2桁(十の位)	3	5	1	8	7	9	0	4	2	6	作業②済み
下3桁(百の位)	0	1									作業③済み

(4) 作業④：申請順位を決めます。

作業①～③により埋められた「抽選結果表」をもとに、若い桁ごとに上位の桁をスライドさせて、申請順位1位から順番に143位まで、その順位に対応する申請登録番号が決定します。

(進行例4) 〈抽選結果表〉の下1桁(一の位)の抽選順位1位が「4」であることから、申請登録番号の下1桁(一の位)が「4」の者について、申請順位が決定する。

具体的には、下1桁「4」・下2桁「3」・下3桁「0」(=申請登録番号034)が申請順位1位、下1桁「4」・下2桁「3」・下3桁「1」(=申請登録番号134)が申請順位2位となる。次に下2桁(十の位)の抽選

順位 2 位の「5」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「0」
 (=申請登録番号 054) が申請順位 3 位となる。申請順位 4 位は、下 1 桁
 「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「1」 (=申請登録番号 154) となるが、申
 請登録番号 154 は該当者なしとなる。そのため、下 2 桁 (十の位) の抽
 選順位 3 位の「1」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「1」・下 3 桁
 「0」 (=申請登録番号 014) が申請順位 4 位となる。

結果、下 1 桁「4」については、034、134、054、154 (該当者なし)、
 014、114、084、184 (該当者なし)、074、174 (該当者なし)、094、194
 (該当者なし)、004、104、044、144 (該当者なし)、024、124、064、
 164 (該当者なし) となり申請順位 1 位から 14 位が決定する。

次に下 1 桁「0」について、030、130、050、150 (該当者なし)、010、
 110、080、180 (該当者なし)、070、170 (該当者なし)、090、190 (該
 当者なし)、000 (該当者なし)、100、040、140、020、120、060、160
 (該当者なし) となり、申請順位 15 位から 28 位が決定する。このよう
 にして申請順位 1 位から 143 位が決定していく。

以上より、申請登録者 143 者中、申請順位上位 25 者 (1 位から 25 位)
 は、申請登録番号 034、134、054、014、114、084、074、094、004、104、
 044、024、124、064、030、130、050、010、110、080、070、090、100、
 040、140 となる。

**(5) 作業④の結果、以下の表を、公開抽選実施日の翌日に農林水産省ホーム
 ページにて公表します。**

【例】抽選結果表 (申請順位→申請登録番号)

申請順位	(返信はがきに 記載された) 申請登録番号	申請順位	(返信はがきに 記載された) 申請登録番号
1	034	14	064
2	134	—	164 (該当なし)
3	054	15	030
—	154 (該当なし)	16	130
4	014	17	050
5	114	—	150 (該当なし)
6	084	18	010
—	184 (該当なし)	19	110
7	074	20	080
—	174 (該当なし)	—	180 (該当なし)
8	094	21	070
—	194 (該当なし)	—	170 (該当なし)
9	004	22	090
10	104	—	190 (該当なし)
11	044	—	000 (該当なし)
—	144 (該当なし)	23	100
12	024	24	040
13	124	25	140